

群会議の話題

暑中見舞い申し上げます。 酷暑の折、体調に気をつけてください。

◇ 国保料減免のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方に向けて、国保料の減免を実施します。2020年2月から7月のあいだの収入が減少した任意の2ヶ月から一年間の見込み収入を算定し、2019年との収入比で30%以上減少している方が減額・免除の対象になります。

必要書類

- ・ 申請書（支部事務所にあり）
- ・ 2019年確定申告の写し
- ・ 2020年2月から7月のあいだの減少した2ヶ月月分の売上台帳など（給与所得者は源泉徴収票など）

ご相談は個別で対応させていただきますので、支部事務所までご連絡ください。土建しんぶん、ホームページでも掲載しています。

◇ 真夏でも快適！

ファン搭載作業着「COOLFAN」 最大53%OFFでご案内

ミドリ安全さんから、換気ファン付き作業着「COOLFAN」を特別価格で販売します。セット価格34,600円のところを、驚きの16,250円で販売するなど、半額以下の販売です。熱中症リスクが高まる季節、気化熱で涼しく快適に過ごせるこのCOOLFAN、是非お試しください。チラシを群1枚配布しましたが、詳細は支部事務所までお問い合わせください。

◇ 家賃支援給付金について

事業者向けで、法人最大600万円、個人事業主最大300万円を給付する**家賃支援給付金制度**ができました。詳細は支部までお問い合わせください。

◇ 日曜・月曜夜間健診のご案内

すみだ共立診療所では、下記のスケジュールで健診を受け付けています。また、土建国保契約医院でも予約可能ですので、土建国保ガイドブックをご参照ください。

・ すみだ共立診療所

9月 6日（日）

午前28名 午後26名

10月25日（日）

午前28名 午後26名

11月15日（日）

午前28名 午後26名

※配布した申込み用紙からFAXしていただく他、病院に直接問い合わせが可能です。

◇ 新型コロナウイルス

感染症手当金制度のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染の疑いによる療養のため仕事ができなかった期間に対して、手当金が支給されます。個人事業者・ひとり親方などにも一定の給付をします。詳細は新聞やホームページをご覧ください、心当たりの方はすぐに組合までご相談ください。

◇オンライン木工教室

さまざまなイベントが中止になり、年内の開催も危ぶまれる中、「3密」を避けて楽しめるイベントとして「オンライン木工教室」を開催します。ビデオアプリ「ZOOM」を利用して、親子で楽しんでもらえるイベントです



日時 8月23日(日)
先着30組!

※詳細は配布するチラシをご覧ください

◇平和活動の取り組み ◎核兵器廃絶署名へのお願い

原水爆禁止世界大会参加のための署名に取り組みます。今年は新型コロナウイルス感染症の影響により、支部から広島への代表派遣はできませんでしたが、終戦75年の節目に署名活動で平和活動に参加したいと思いますので、みなさんのご協力をお願いします。



厚生労働省ハガキ要請行動

先月お配りした、厚生労働省に対しての補助金確保の予算要請ハガキの回収を引き続きおこないます。ハガキ下部の『ひとこと』欄に、なんでもいいのであなたの想いを綴り、分会・群で1人4枚以上の要請をお願いします。新型コロナウイルス感染症拡大の中で、国保への補助金はまさに命綱となってきます。苦しい中ですが、協力をお願いします。



※今月は新たなハガキの配布は行いません

◇コロナ関連支援いろいろ

新型コロナウイルス感染症関連の給付等が多数あります。土建しんぶん8月号にも掲載していますので、ご参照ください。

受け取る(給付)		支援制度	
持続化給付金 100万円または200万円 売上が50%以上減少した事業主、個人事業主が対象 ●コールセンター 0120-115-570	雇用調整助成金 上限15,000円 業績悪化や自粛要請で従業員を休ませた事業主 ●コールセンター 0120-60-3999	新規!! 家賃支援給付金 法人最大600万円 個人事業主最大300万円を給付 売上減少事業者が対象※詳細は支部へ	その他 厚生年金特例月額変更 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者に対し、減少月の翌月から月額変更できる特例措置。4月~7月が対象月
借りる(貸付)			
セーフティネット貸付 最大2.8億円 売上の減少が懸念される中小零細事業主 ●日本政策金融公庫 0120-154-505	新型コロナウイルス感染症特別貸付 最大3億円 売上の5%以上減少等 ●日本政策金融公庫 0120-154-505	無利子無担保融資 最大3,000万円 売上が基準値以上に減少した事業主 ●経済産業省 0570-78-3183	支払い猶予等 所得税や年金保険料、公共料金、電話料金の支払いが猶予される。 売上が一定程度減少した場合、固定資産税が1/2または0に減免

◇無料法律相談

墨田支部は、無料法律相談を開催しています。仕事のトラブルや家族の悩み事など法律上の問題なら何でも弁護士が相談にのってくれます。それぞれ下記の日程でおこないますのでよろしくお願いいたします。

墨田支部法律相談

日時：8月21日(金)
午後1時~
会場：墨田支部会館

※さわやかネット法律相談は 現在調整中

事務所夏期休暇のお知らせ

8月13日(木)から8月17日(月)の間、夏期休暇として事務所を閉めさせていただきます。ご理解・ご協力のほど宜しくお願いします。

